

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和8年3月17日（火）
午後1時7分～午後1時14分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 千葉 栄 幸 副委員長 二階堂 充
委員 笹 森 波 委員 板橋 美保
委員 大 泉 徳子 委員 菊 地 忍
- 4 委員外議員 3名
議長 大久保主計 副議長 熊谷克彦
議員 今野慎介
- 5 欠席委員 な し
- 6 事務局職員 事務局 局長 綱川 宏一
次長兼議会総務係長 川上真理子
主幹兼議事調査係長 若林 潤
- 7 協議事項
付議事件
(1) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
① 名取市議会情報セキュリティ基本方針（案）について

午後1時7分 開会

○委員長（千葉栄幸） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

名取市議会情報セキュリティ基本方針（案）についてを議題といたします。書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 名取市議会情報セキュリティ基本方針（案）について、説明いたします。資料1を御覧願います。

初めに1. 概要です。

地方公共団体のネットワークにおけるサイバーセキュリティ確保のための方針（以下「情報セキュリティポリシー」という。）の策定については、各地方公共団体の判断に任されてきましたが、令和6年6月の地方自治法の改正により、地方公共団体の議会及び執行機関に対し、情報セキュリティポリシーの策定が義務づけられたことを受け、今回、基本方針（案）を作成するものです。

なお、情報セキュリティポリシーとは、「基本方針」と「対策基準」から構成されますが、今回、地方自治法の改正により令和7年度中に策定が必要であるのは「基本方針」となります。

次に、2. 基本方針（案）について説明いたします。内容につきましては別紙1になります。

基本方針とは、情報セキュリティ対策の基本的な考え方を示すものです。総務省が示すガイドラインに沿って名取市議会の業務を踏まえて作成したものです。なお、総務省のガイドラインにつきましては、参考資料としてサイ

ドボックスに掲載しております。

資料1にお戻りください。2の(ア)作成に当たっての考え方です。総務省のガイドラインに沿って案を作成しておりますが、総務省のガイドラインは執行機関向けの書き方となっておりますので、議会の内容に合うように変更し、案を作成しています。内容につきましては別紙2になります。ガイドラインからの変更部分については、別紙2の備考欄にその内容について記入しています。

次に、資料1の2の(ア)のA)は基本方針(案)に規定する項目です。

① 目的、② 定義、③ 対象とする脅威、④ 適用範囲、⑤ 遵守義務、⑥ 情報セキュリティ対策、⑦ 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施、⑧ 情報セキュリティポリシーの見直しとなります。なお、見え消しとしております⑨ 情報セキュリティ対策基準の策定及び⑩ 情報セキュリティ実施手順の策定につきましては、総務省のガイドラインには記載がありますが、本市議会では、情報セキュリティ対策基準・実施手順の策定については令和8年度以降に策定の有無も含めて検討する予定とし、今般策定する本市議会の情報セキュリティ基本方針には規定しないこととし、今後、対策基準及び実施手順を策定することとなった時点で基本方針に追加する案としています。

次に、資料1の2の(イ) スケジュールについて説明いたします。本件については、これまで会派代表者会議において協議していただき、去る令和8年3月13日に基本方針の了承をいただいております。本日が④の令和8年3月17日議会運営委員会になります。本日の議会運営委員会で基本方針についてお認めいただきましたら、⑤令和8年3月末に基本方針の公表、⑥令和8年4月以降に対策基準、実施手順の策定有無も含め検討としております。

説明は以上です。

○委員長(千葉栄幸) ただいま、名取市議会情報セキュリティ基本方針(案)について、書記より説明いたさせましたが、御意見等がありましたら、お願いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

午後1時12分 休憩

*休憩中の要旨

- ・原案のとおり決定することとした。
- ・簡易な語句、数字、その他整理を要する事項については、委員長に一任することとした。

午後1時13分 再開

○委員長（千葉栄幸） 再開いたします。それでは、お諮りいたします。名取市議会情報セキュリティ基本方針（案）については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） 御異議なしと認めます。よって、名取市議会情報セキュリティ基本方針（案）については、そのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午後1時14分 散会

令和8年3月17日

議会運営委員会

委員長 千葉 栄幸